

# 土砂災害警戒避難体制の整備

(令和3年3月改訂)

須崎市防災会議

## 1 本計画の目的等

本計画は、須崎市地域防災計画(一般災害対策編)に基づき、土砂災害警戒区域における、土砂災害防止対策等の措置等について定めるものである。

## 2 措置等項目

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達等
- (2) 指定避難所・避難経路
- (3) 土砂災害に係る避難訓練の実施
- (4) 要配慮者利用施設
- (5) 救 助
- (6) 警戒区域における警戒避難体制の整備
- (7) ハザードマップの作成及び周知
- (8) 要配慮者利用施設の利用者の避難のための措置に関する計画作成支援等
- (9) 土砂災害警戒情報
- (10) 避難勧告等の発令、解除等

## 3 措置等項目ごとの対応等

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達等

### ア 情報の収集

- (ア) 以下の手段により、土砂災害及び予報・警報に関する情報等を迅速に収集する。

#### (イ) 収集手段

- a 高知地方気象台
- b 高知県防災砂防課ホームページ
- c テレビ・ラジオ
- d 市役所職員、消防団、警察等(防災パトロール等)
- e 地域住民による通報 等

### イ 伝達等

- (ア) 以下の手段により、住民等に対して必要な情報を迅速・確実に伝達する。

- (イ) 伝達手段については、事前に住民等に周知するものとする。

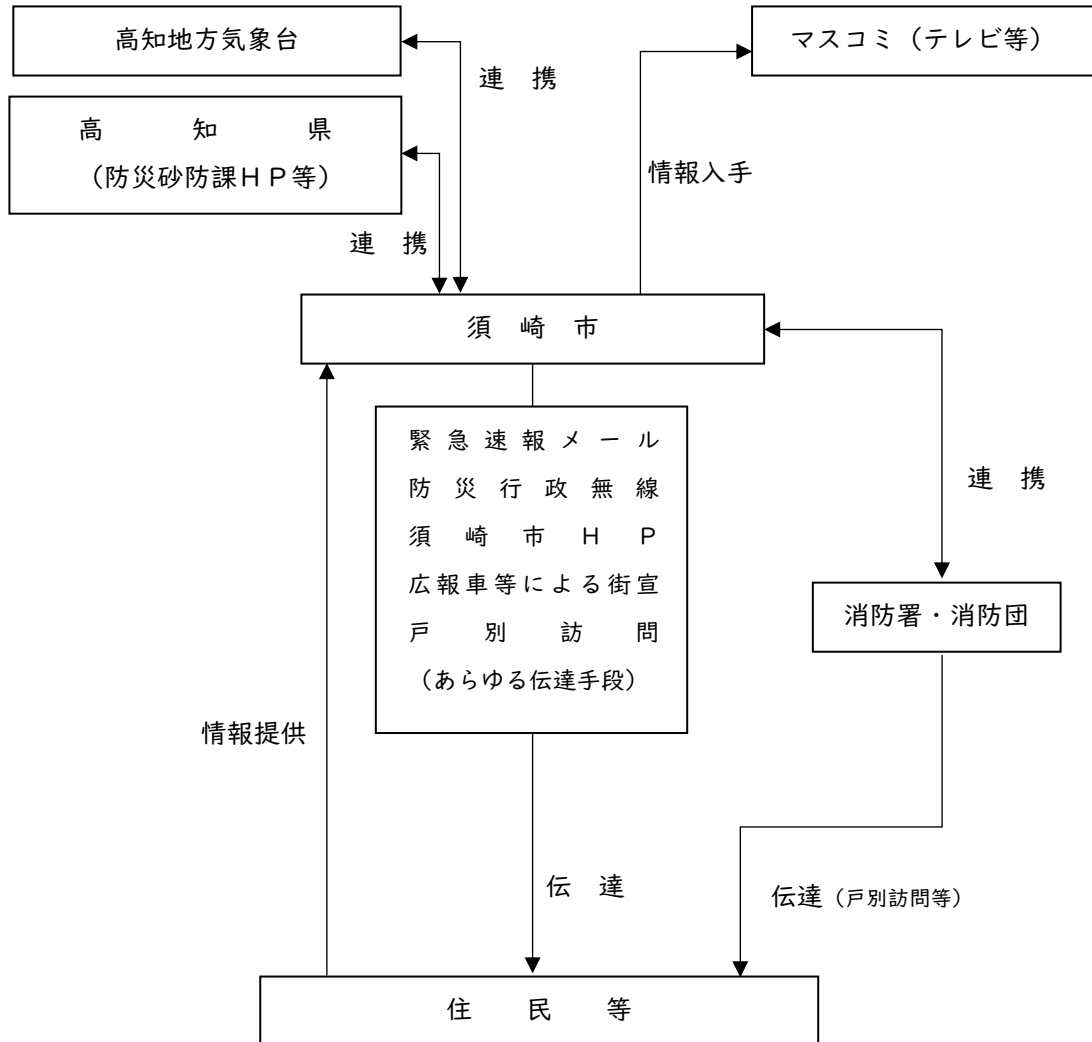
#### (ウ) 伝達手段等

- a 防災行政無線
- b 須崎市ホームページ等
- c デジタル簡易無線
- d 街宣(広報車、消防署・団等)
- e 個別訪問(市職員、消防署・団職員等)

- (1) 情報伝達系統等のイメージ
  - 資料Ⅰ「伝達系統等フロー図」
- (2) 指定避難所・避難経路
  - ア 土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な指定避難所を選定する。
  - イ 避難経路は、災害の実情等を踏まえ住民自ら選定するものとする。
- (3) 土砂災害対応等避難訓練の実施
  - ア 土砂災害に関する避難訓練は、毎年一回以上実施する。
  - イ 上記避難訓練は、関係行政・防災機関と連携し、情報伝達、避難誘導、避難所開設等、実践的な避難訓練実施に努める。
  - ウ 自治会、自主防災組織及び防災関係機関と連携し、訓練の指導及び支援を行う等、住民が主体となった避難訓練実施に努める。
- (4) 要配慮者利用施設
  - ア 土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称、所在地及び土砂災害に関する情報の伝達等に関する事項を定める。
  - イ 上記施設に対しては、早い段階からの情報提供が重要であり、確実に周知するため、電話、メール、FAX、防災行政無線等の手段を複合する等、情報伝達体制の確立に努めるものとする。
  - ウ 土砂災害防止施設の整備による安全性の確保、要配慮者の円滑な避難支援体制の充実・強化等の対策を講ずる必要があることから、上記施設の立地条件やハード対策の状況について定期的に把握しておくものとする。
- (5) 救 助
  - 土砂災害により、行方不明者、要救助者等が発生した場合は、消防署・団、警察、その他関係機関等の協力を受けて、行方不明者の捜索、救出等を実施する。
- (6) 警戒区域における警戒避難体制の整備
  - ア 避難勧告発令時の行動について、マニュアルに依存しすぎることなく、状況に応じた適切な判断を住民等自身が実施できるよう、普段からの普及啓発に努めるものとする。
  - イ 土砂災害、土砂災害警戒情報、地域の土砂災害の危険性等の正しい知識の普及啓発を図る等の施策を推進する。
- (7) ハザードマップの作成及び周知
  - ア 土砂災害警戒区域における警戒避難上必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を作成、配布する。
  - イ 上記印刷物は、インターネット等により、広く情報提供ができる体制を整備する。

- (8) 要配慮者利用施設の利用者の避難のための措置に関する計画作成支援等  
本市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保計画の作成、避難訓練の実施等について支援する。
- (9) 土砂災害警戒情報
- ア 土砂災害のおそれがある場合に、高知県と高知地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報（大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難勧告等の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報）について、防災行政無線システムの電話、FAX、電子メール及び高知県総合防災情報システム等により、情報を入手する。
- イ 入手した情報等に基づき、住民に対する避難勧告等の発令、情報の提供等について判断する。
- (10) 避難勧告等の発令、解除等
- ア 市長（災害対策本部長）は、避難勧告、避難指示（緊急）等の発令において必要があると認める場合は、指定地方行政機関及び高知県に対し、避難勧告、避難指示（緊急）等に関する事項について助言を求める。
- イ 市長（災害対策本部長）は、土砂災害に対する避難勧告、又は避難指示（緊急）を解除する場合は、必要に応じて四国地方整備局及び高知県に対して解除に関する事項について助言を求める。
- ウ 避難勧告等の発令判断基準、発令対象地域等  
資料2「避難勧告等の発令判断基準、発令対象地域等」

資料 I 「伝達系統等フロー図」



資料2 「避難勧告等の発令判断基準、発令対象地域等」

避難勧告等の種類	警戒レベル	判断基準	発令対象地区
避難準備・高齢者等避難開始	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「実況、又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合</li> <li>○避難が必要な状況が夜間及び早朝になると想定される場合</li> <li>○大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合</li> <li>○強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</li> </ul>	高知県の土砂災害危険度情報を参考に危険度が高まっている地区に発令する。
避難勧告	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土砂災害警戒情報が発表された場合</li> <li>○大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合</li> <li>○大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</li> <li>○土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</li> <li>○※</li> </ul>	
避難指示（緊急）	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合</li> <li>○土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合</li> <li>○土砂災害が発生した場合</li> <li>○山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合</li> <li>○避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合</li> <li>○※</li> </ul>	
備考		<p>※ 四国地方整備局、又は高知県から土砂災害緊急情報が通知された場合は、住民等に対して必要に応じて避難勧告、又は避難指示（緊急）を発令する。</p>	